

## シンボルキャラクター「アニメむすび丸自然保護バージョン」使用取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、みやぎの自然に関する各種取組を効果的に推進するために作成したシンボルキャラクター「アニメむすび丸自然保護バージョン」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクター)

第2 「アニメむすび丸自然保護バージョン」は別紙のとおりとする。

### (使用承認の申請等)

第3 キャラクターを使用しようとする者は、「アニメむすび丸自然保護バージョン」使用承認申請書（様式第1号）を宮城県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し県自然保護課に予め連絡した場合は、この限りでない。

- (1) 国、宮城県及び宮城県内の市町村が使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校が使用する場合
- (3) 報道機関が県民運動の報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他知事が適當と認めた場合

### (使用承認)

第4 知事は、第3の規定による申請があった場合、その内容を審査し、キャラクターの趣旨にふさわしい内容であると認めるとときは、広く承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ、県民運動の趣旨の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 営利団体、企業等が自己の利益を確保することを目的とする場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他知事が不適當と認める場合

2 知事は、前項の承認をするときは、「アニメむすび丸自然保護バージョン」使用（変更）承認証（様式第2号）をもって行うものとする。

### (使用上の遵守事項)

第5 キャラクターの使用承認を受けた者（第3ただし書きの規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず、そのまま使用すること。

#### デザインの変更に該当する行為（例）

- イ 画像の一部を欠く表示

- ロ 他の線や文字等との重複
- ハ 縦横比の変更
- ニ 白黒表示を除く色の変更

- (3) コピーライトマーク (©宮城県・旭プロダクション) の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第3で承認を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (7) 作成した物件を第三者に有償譲渡又は有償転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第6 使用者が承認内容について変更しようとするときは、「アニメむすび丸自然保護バージョン」使用変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、これを承認し、「アニメむすび丸自然保護バージョン」使用（変更）承認証（様式第2号）をもって行う。

(使用承認の取消し)

第7 知事は、使用者がこの要綱に反し、又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、当該承認を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取消された者が負担するものとする。

3 知事は、前項に規定するもののほか、承認を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(使用料)

第8 キャラクターの使用料については、無料とする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月 日から施行する。